

熊本労働局長・菊池労働基準監督署長による労働衛生週間パトロールを実施しました

熊本労働局労働基準部健康安全課

令和4年10月4日実施

＜パトロールの趣旨・目的＞

毎年10月1日から7日は、全国労働衛生週間として、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、様々な取り組みを行っております。

その一環として、熊本労働局・菊池労働基準監督署は、令和4年10月4日、熊本県内企業で労働衛生の取り組みを積極的に行っておられる「東京エレクトロン九州株式会社」に対し合同パトロールを実施しました。



事業場の説明を受ける新田局長・
源川健康安全課長・中小原署長（右側）



パトロールの様子

＜事業場の概要＞

事業場名：東京エレクトロン九州株式会社

住 所：熊本県合志市福原 1-1

業 種：主に半導体製造装置の製造

東京エレクトロン九州株式会社の事業内容

- ・研究開発
要素開発を含む研究開発拠点として、九州から世界へ革新的な新製品を送り出しています。
- ・製造技術
製造拠点としてのづくり力の向上に取り組んでいます。

取り組み事例のなかで好事例をご紹介します。

・見本となる取り組み 1

化学物質管理

成分の詳細確認やリスクアセスメントは厚生労働省「職場のあんぜんサイト」を利用



導入する化学物質はすべて、SDS（安全データシート）を事前に確認されており、リスクアセスメントを実施されています。

その結果も踏まえ、産業医や安全衛生委員会の意見を踏まえた低減措置を取り入れるよう組織的に取り組まれています。

・見本となる取り組み 2

新型コロナウイルス予防対策

- 感染リスクを最小化し、社内クラスター発生を予防する施策を実施しています。

社内	内容
移動制限	・ 構内での移動は必要最低限
勤務形態	・ シフト勤務、在宅勤務（場所と時間を分散）
感染予防	・ 事務机の間隔確保、パーティション設置、食堂の対面飲食中止

社外	内容
顧客・取引先	・ 原則オンライン会議 ・ 入構必要場合は事前検査で陰性確認 ・ 入構する場合でもエリア・時間を制限
抗原検査スクリーニング	・ 毎週月曜日は抗原検査で陰性確認後に出勤
県を跨ぐ移動	・ 感染拡大地域から帰郷後は在宅勤務、抗原検査で陰性確認後に出勤可

新型コロナウイルスの感染リスクを最小化するため、これまで様々な対策を講じられていましたが、特に、

- ・ すべての入場者の抗原検査実施
- ・ シフト勤務・テレワークの推進
- ・ 来訪者との対面時間の制限

などを徹底して進められており、県内でも特に厳しい対策を取られていました。特に抗原検査は事業場で検査スペースとキットを用意され、安心して働けるように整備されていました。

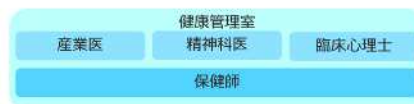
・見本となる取り組み 3

労働者の健康管理のための「健康管理室」を設置されており、産業医、精神科医、臨床心理士と保健師が連携してサポートする体制を作られていました。

健康上の懸念がある場合の対策に関しては、それぞれの不調に応じてあらかじめ定められているため、スムーズな対応ができるよう工夫されていました。

健康管理体制と産業医面談

健康管理室を設置
医療スタッフによるサポート体制を構築、健康増進活動を実施



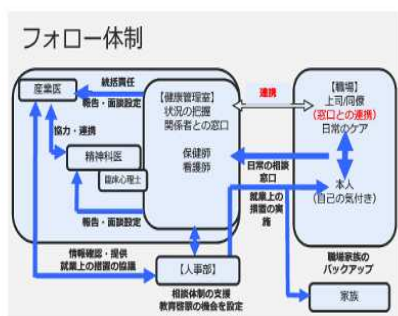
産業医面談を主体に、健康上懸念がある社員には措置を行い、健康被害・労働災害を予防

産業医面談の内訳	対象者	備考
健康診断の事後面談	有所見者	必要に応じて就業制限
メンタル不調者の急性期面談	不調を訴えた者	ケースに応じて専門病院紹介
メンタル不調者の定期面談	メンタル不調者全員	定期面談にてフォロー
長時間労働面談	長時間労働者	面談時には厚労省フォームを活用 ・ 長時間労働面談報告書及び事後措置に関する意見書 ・ 長時間労働による健康被害防止のための面談記録自己チェック表
海外渡航前面談	海外赴任者、海外出張者	産業医許可を渡航条件とする

・見本となる取り組み 4

健康被害防止対策（メンタルヘルス）

- ・ 本人と職場（上司・同僚）を健康管理室が相談・フォローする体制を構築。
- ・ セルフケア、ラインケアを周知し、早い段階で発見・介入し、早期復帰に繋げている。



メンタルヘルス対策としては、「健康管理室」が職場（上司・同僚）と早期に連携を図ることとされていました。

特に、全員が理解して取り組むことができるよう、産業医や精神科医を活用して「セルフケア」・「ラインケア」の講習会を実施され、また全ての社員が受講できるよう、オンラインで実施するなど工夫されていました。

・見本となる取り組み 5

クリーンルーム作業には、以前不織布の作業着を使用されていたところでしたが、少しでも作業がしやすいよう、伸縮性に富んだスーツをメーカーと共同開発され、使用されていました。作業される方にも好評とのことでした。

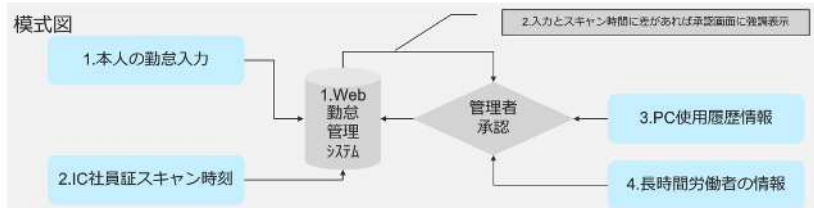


・見本となる取り組み 6

健康被害防止対策（過重労働防止）

No.	予防策	内容
1	Web勤怠管理システムによる勤怠管理	・PC上で本人が勤怠入力
2	ITを活用した正確な勤怠管理（電子タイムカード）	・IC社員証スキャン時刻を勤怠管理システムに連携 ・入力時刻とスキャン時刻に差があれば承認画面で強調表示
3	サービス残業抑止（PCの使用履歴管理）	・PC使用履歴有り・勤怠未入力社員には勤怠入力を指示
4	一定以上残業した社員の管理者への連絡、抑制指示	・月後半に残業が累積すると、管理者に対して上限時間が近い旨の注意喚起メール配信

模式図



過重労働防止のため、正確な労働時間の把握ができるよう工夫されていました。

勤怠システムで各自が労働時間を入力しますが、社員証のスキャン時刻とのずれがないかどうかをシステム管理していることや、管理者がパソコンの使用履歴情報と労働時間とを突合させてもれがないか確認する体制をとられていました。

極端な長時間労働にならないように管理者へ早めの注意喚起メールが行われることも工夫の一つでした。正確な労働時間の把握と過重労働防止の仕組みを整備されて労働者の健康確保に努められています。

<さいごに>

パトロールでは上記の取り組みが現場に生かされていることを確認しました。

パトロール後の講評では、局長及び菊池署長から、徹底した感染症対策、労働時間管理の仕組み、自律的化学物質管理の実践、メンタルヘルス対策などを挙げて、他社の見本となる取り組みが行われていることから、引き続き良好な労働環境の整備に努めていただくようお願いされ、閉会しました。

お問い合わせ

熊本労働局労働基準部健康安全課

096-355-3186 衛生担当 椎葉